令和3年第5回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会会議録

令和3年11月26日(金)

開会 午前10時00分 閉会 午前10時52分

◎出席議員(12名)

1番	渋 井	由	放	2番	中	Щ	五.	男
3番	田島	信	二	4番	小	Ш	洋	_
5番	大 金		清	6番	大	金	市	美
7番	川俣	義	雅	8番	矢	板	清	枝
9番	平 塚	英	教	10番	益	子	純	恵
11番	阿久津	武	之	12番	沼	田	邦	彦

◎欠席議員(0名)

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	Ш	俣	純	子
副組合長	福	島	泰	夫
病院長	宮	澤	保	春
事務局長兼会計管理者兼管理課長兼書記長	深	澤	昌	美
事務局次長兼総務課長	小	П	正	_
消防長	車		和	則
病院事務長兼医事課長	鈴	木	高	広
病院総務課長	尚			誠
保健衛生センター所長兼施設整備室長	熊	田	則	昭
消防本部総務課長	加	藤		勇
消防本部予防消防課長	Ш	俣	寿	行

◎職務のため出席した者の職氏名

書記長(兼)	深	澤	昌	美
議事係長	石	田	直	人
書記	中	村	浩	子
書記	齌	藤	晋オ	大郎

〇議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合一般職員の任期付職員の採用 及び給与の特例に関する条例の制定ついて (組合長提出)

日程第4 (議案第2号) 南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する 条例の一部改正について (組合長提出)

〇本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長(沼田邦彦) おはようございます。ただ今の出席議員は12名でございます。 定足数に達しておりますので、ただ今から令和3年第5回南那須地区広域行政事務組合議 会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで議会開会にあたり組合長の挨拶を求めます。組合長。

〔組合長 川俣純子 登壇〕

○組合長(川俣純子) おはようございます。臨時議会開催にあたり、お運びいただきありがとうございます。今回は報告案件と議題が二つあります。色んな意味でこの時期に普段あるべきことが国のほうの動向で皆さんにお示しできないこともありますので、今までの臨時議会とはちょっと流れが違うところがあります。ただ方向付けの中でと。あと法令を変えるのと条例を変えるのがありますので、慎重審議の程よろしくお願いしたいと思います。

○議長(沼田邦彦) 以上で組合長の挨拶が終わりました。
本日の議事日程につきましては、事前配布のとおりでございます。
これより議事日程に基づき議事に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(沼田邦彦) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本件については、 会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

5番 大金清 議員

6番 大金市美 議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長(沼田邦彦) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(沼田邦彦) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

○日程第3 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定ついて

○議長(沼田邦彦) 日程第3 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合一般職員の 任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定ついてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長(川俣純子) 議案第1号につきまして、提案理由の説明を申しあげます。本 案は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、専門的な知識を要 する業務や一定の期間に限り業務量の増加が見込まれる業務などに、複数年の期間にわた り従事する任期付職員を採用することができるよう、本組合においても「南那須地区広域 行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を制定するもので あります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重にご審議のうえ可決・ ご決定くださるようお願いを申しあげ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長 (沼田邦彦) 総務課長。

○総務課長(小口正一) それでは命によりまして、ただ今上程になりました本条例の 制定についてご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。第1条には、本条例を制定するにあたっての根拠法令等を示しております。特に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律は、平成14年に公布・施行されており、多様な任用・勤務形態を活用できるようにするため、専門的な知識を要する業務や一定の期間に限り業務量の増加が見込まれる業務などに3年から5年を上限として従事する任期付職員を採用できる制度になっておりましたが、本組合においてはこの任期付職員制度を活用しておらず、地方公務員法の一部改正により、労働者性の高い非常勤職員の待遇・処遇の整備などを図るため、新たに創設された会計年度任用職員制度に係る条例・規則等を、令和2年4月1日より施行し運用を開始したところであります。

しかしながら、会計年度任用職員制度はあくまでも補助的な業務に従事させる職であり、 専門性が高く正規職員と同等となる本格的業務に従事させる場合には、この任期付職員制 度を活用するよう国より技術的助言が発出されていることから、本組合におきましても本 条例の制定により、任期付職員制度を整備し同制度を活用していくとともに、最適な任用 制度を組み合わせたうえで職員の適切な人員配置の実現や、職員全体の任用根拠の適正化 が図れるようにするものであります。

そこで本条例が制定されることにより、どのような職員が採用できるかと言いますと次の第2条をご覧ください。基本は第2条各号に掲げる4つの区分の職員であります。

1つ目が特定任期付職員であります。特定任期付職員は、法律の第3条第1項及びこの条例の第3条の規定に基づき、任期を定めて採用する職員であり高度の専門的な知識・経験又はすぐれた識見を有するものを一定の期間、採用できるようにするものであります。この高度の専門的な知識・経験とは、行政内部では得がたいような特定の専門分野における高い専門性や、実務を通じて得た経験ということとされており、医師、弁護士や公認会計士、大学の教員などを職員として採用・活用することを想定した枠とされております。

他の団体では、医師であれば当然現場で従事する医師であったり、弁護士であれば法務 担当課長として採用したり、監査担当課長として採用している事例があります。

2つ目が専門的一般任期付職員であります。専門的一般職の任期付職員は、法律の第3条第2項及びこの条例の第4条の規定に基づき、任期を定めて採用する職員でありまして、専門的な知識・経験を有するものを一定の期間、採用できるようにするものであります。

専門的な知識・経験ですので、1つ目の特定任期付職員ほどの高度さは有しないものの、 特定の分野に精通する専門知識や実務経験を有する者を想定した枠とされており、他の団 体では東日本大震災において災害復旧業務に従事する技師職や、庁内のシステム構築業務 に従事するシステムエンジニアとして採用する事例がございます。

なお、構成市町の那須烏山市では令和3年度より県のOB職員をこの専門的一般任期付職 員の枠で採用しているところであります。

次に3つめが一般任期付職員であります。一般任期付職員は、法律の第4条及びこの条例の第5条の規定に基づき、任期を定めて採用する職員でありまして、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務、具体的な例として国体開催準備のために一定の期間、必要となる業務や新規事業の立ち上げに伴い、一時的に人員体制を強化する必要がある業務などに一定の期間、職員として採用できるようにするものであります。なおこの一般任期付職員は、特に専門性などの要件はございません。

そして最後の4つ目が、任期付短時間勤務職員であります。任期付短時間勤務職員は、 法律の第5条及びこの条例の第6帖の規定に基づき、任期を定めて採用する職員でありま して、一般任期付職員と同様、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定の期 間内に限り業務量の増加が見込まれる業務のほか、住民サービスの提供時間の延長又は提 供体制を充実させる場合や、各種部分休業を取得する職員の補完的な役割を担う者として 一定の期間採用できるようにするものであります。他の団体では障がい者雇用を推進する 仕組みとして、任期付短時間勤務職員として障がい者を採用するケースも見受けられるこ とから、本組合としましても同様の活用が出来ないか検討を進めているところであります。 以上が本条例の制定により採用ができる4つの区分の職員であります。

また本条例においては、4つの区分の職員の給与の取扱いも定めております。3ページ目の第10条をご覧ください。本条は特定任期付職員の給与の取扱いを定めたものであります。まず特定任期付職員には、給料、管理職手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、そして特定任期付職員業績手当なるものを支給できるようにするものです。

そして3ページ下段から4ページ上段の第2項で定めているのが、適用する給料表になります。この給料表の額は国家公務員における特定任期付職員の給料月額と同じ額を用いており、1号給から7号給までに分かれております。

この号給の適用基準につきましては4ページの第3項をご覧ください。高度の専門的な知識・経験又は優れた識見を有する者の度合いや、業務の困難度に応じて設定されており

ます。また、特定任期付職員業績手当については第5項で規定しておりまして、これは正規職員の勤勉手当に相当するものであり、特に顕著な業績を上げたと認められる場合に限り、1か月分の給料月額を別に定める組合規則により12月に支給するものであります。

次に5ページ目の第11条をご覧ください。本条は専門的一般任期付職員の給与の取扱いを定めたものであります。まず第1項では給与の種類を定めており、正規職員に支給される手当のうちから、扶養手当と住居手当を除いたものを支給できるようにするものであります。これは現在、本組合で運用している再任用職員と同じ給与体系でありまして、次の第2項で定めている適用する給料表の額も再任用職員と同じ額とするものであります。第3項では職務の級の適用基準を定めております。従事させる職務の内容に応じて設定されております。

次に6ページ目の第12条をご覧ください。本条は一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給与の取扱いを定めたものであります。まず第1項は給与の種類ですが、先ほどの専門的一般任期付職員と同様に、正規職員に支給される手当のうちから扶養手当と住居手当を除いたものを支給できるようにするものであります。

次の第2項に定めている適用する給料表の額ですが、この給料表は正規職員の給料表の うち、各級の一番低い額を用いることとしています。すなわち、この表の1級の146, 100円というのは、正規職員の給料表の1級の一番上に掲げられている額、これが1級 の一番低い額でありまして、順に2級の195,500円も正規職員の給料表の2級の一 番上に掲げられている額であります。

第3項では職務の級の適用基準を定めており、従事させる職務の内容に応じて設定されております。

次の第4項は任期付短時間勤務職員の給料月額の算出方法であります。任期付短時間勤務職員の給料月額は、第2項の給料表の額に、勤務時間数に応じて割り返した率を乗じて得た額を算出することとしております。

以上が任期付職員の給与の取扱いであります。最後に7ページにある附則ですが、第1項において本条例を令和4年4月1日から施行することとしており、第2項におきましては任期付職員の採用に関する必要な手続等を本条例の施行前に行うことができるよう準備行為規定を定めたものであります。

以上、本条例制定の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(沼田邦彦) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。 質疑はございませんか。1番渋井議員。 ○1番 (渋井由放) ひとつ確認なんですけども、この中身についてどうのこうの無いんですけど、給料表がございます3ページになりますかね。1号から7号までという、これは国のほうの規定をもってきたというような話だったかなと思うんですけど、公務員がそれぞれいろいろ各市町で給料が違ったりする。ラスパイレス指数っていうんですか、国家公務員と比べる。うちのほうは低いのかなラスパイレス指数でいうとですね。そういう中で国で定められているものを採用したということに関してですね、何か根拠があったのかなということと、あともう一つはですね、これはうちの方の給料月額が再任用職員の皆さんと同じだよ、ということになってます。それについて問題ないんですが、これ条例の中にしっかり書込むと、当然これ変わるとすぐ条例改正だとこういうふうに当然なるのかなと思うんですが、その二点お話しいただければなと。

○**議長(沼田邦彦)** 総務課長。

○総務課長(小口正一) ただ今渋井議員のご質問にあった点にお答えいたします。まず3ページ、4ページにあります給料表につきましては、国の任期付職員を採用する規定がございますのでそちらと同様の額としております。こちらの額につきましては、何を根拠としているのかといいますと、基本的にはですねこちらのほうの4ページの第3項の規定の1号給から7号給に関しまして、どういった方々が適任者になるかというものを、1号給はこういう場合、2号給はこういう場合ですよといったかたちで表現させてございますけれども、それぞれに照らし合わせて組合の実情、当然医師とか例えば弁護士さんとか、その職種に合ったところでの号給を採用させていただくというようなことでございます。根拠としましては、この3項の1号から7号に照らし合わせた業務での採用を考えているというようなことで、お願いしたいと思っているところであります。

あと、もう一つのご質問でございますけれども、当然のごとく条例に細かく書き込むということは、それなりに今後の法律の改正によって一部改正を余儀なくされるところでございますけれども、実際の条例の改正というのは最小限度に改正するというのが基本となってございますので、こちらに書き込むいうことに関しては今後の法律改正を注視しつつ、適切に対応して参りたいと考えております。

○議長(沼田邦彦) 1番渋井議員。

○1番(渋井由放) とりあえず医師とか弁護士は全国区なお仕事でしょうから、それを採用するのが一番いいのかなっていうようなことで、この1番、2番、3番、4番読んで、この375,000円とか422,000円が出るとは中々難しいかなというふうに思いますが。ラスパイレス指数の話が今説明が無かったんですが、考えなかったということでよろしでしょうか。

○議長(沼田邦彦) 総務課長。

○総務課長(小口正一) すみません、ラスパイレス指数について回答がなかったということなんですが、当組合におきましても当然のごとくラスパイレス指数の計算はしてございませんけれども、構成市町、市、町と比べましてその中間あたりに入るかなと試算してございますけれども、この給料表も当然のごとく国のほうでもございます。そういったことも踏まえて、ラスパイレス指数の試算値は出していない現状でして、うちの組合が高い、安いというのはちょっと分からないところでございますので、それについては明確なご回答が出来ず申し訳ございません。以上です。

○1番(渋井由放) 了解です。考えなかったんだということですね。

○議長(沼田邦彦) 他に質疑はございませんか。2番中山議員。

○2番(中山五男) 条例の9条の任期の更新についてですが、採用期間は最長でも5年以内とするということで5年でもうその職員、医師についてもですね打ち切ると。こう理解してよろしいのかです。医師の中にはですね、100歳前後になっても、私は社会のために捧げたいとして医療現場で活躍してた方がいましたね。なんて言いましたっけねNHKの放送でやった…日野原さんて言いましたね。そういう方もいるわけで、この条例の9条で定める5年を過ぎればですね、さらに更新するということはもう不可能なのか完全に打ち切るのかどうか、それについて1点。それとですね号給についてはここにいくつかの表がありますから、これのどれを該当するのかはそれぞれの地位によって違うでしょうが、手当についてですそれ以外の。ボーナスから様々手当がありますが、手当についてですね一般職員と比較して何か今回の特定任期付職員というのは、これは支給されない、そういう部分があるのかどうか2点お伺いします。

○議長(沼田邦彦) 総務課長。

○総務課長(小口正一) 今、中山議員からご質問があった2点についてお答えします。 まず任期につきましては、特定任期付職員等々ですね5年以内が上限ですので更新はない です。続きまして給与体系でございますけれども、今まで支給されていたものから支給さ れないものにつきましては、扶養手当と住居手当が支給されません。その他は支給される ということでご理解いただければと思っております。

○議長(沼田邦彦) 2番中山議員。

○2番(中山五男) 手当のことについては理解いたしましたが、5年でもう更新がないというのは、これはいかがかと思いますがね。こういうことになっているのでは仕方がないことですが、組合長、とくに那須南病院で医師不足なんですから何らかの形でですね、さらに更新、採用するような方法はこれから考えるべきではないかと思います。以上です。

○議長(沼田邦彦) 他に質疑はございませんか。7番川俣議員。

○7番 (川俣義雅) 今朝配られた資料に書いてあるんですけど、3ページですね、議案のほうで言うと4ページ。給料のことなんですが、ここに1号から7号まで書かれているんですけど、例えば1号給「高度の専門的な知識経験を活用して業務に」、2になると「高度の専門的なもの」と「困難な業務」というのがプラスになる。3号になると「高度の専門的な」にプラスして「特に困難な」ということでね、ひとつひとつ増えていくわけですよ1個1個ね。これをどう判断するのか。例えば今まで勤められていた方、定年になって退職ということでその方をまた採用する場合にどこで採用するのか。最初の1号給なのかそれとも途中でポンと当てるのか。そういうことと、それから「高度に専門的な知識」といっても、Aという方がもっている知識とそれからBという方がもっている知識と全然違う場合がありますね。その場合に、この人は高度な…とか、この人は特に困難な事業に…とか業務とか。そこをどういうふうにすり合わせるのか。この人には何号を当てはめる、この人には何号である、その辺はすごく矛盾が出てくるのではないかという気がするんですがそんなことはないでしょうか。

○議長(沼田邦彦) 総務課長。

○総務課長(小口正一) ただ今ご質問がありました川俣議員の質問にお答えいたします。こちらの条例で言いますと4ページのほうに第3項の第1号から第7号にそれぞれ、こちらのほうに格付けというか、どこで見切るというか判断するのかというご質問でございます。基本的に採用を想定しているのは医師、弁護士、基本的には国家資格を有している方というのを大体想定しております。そうしますと国家資格を有し尚且つ例えば指導医とか専門医等々の色々な資格を有している方に関しましてはそれをプラスアルファとしまして、この1号から7号までの間のどこに当てはまるのかというのは、個々判断せざるを得ないのかなと思うところでございます。以上でございます。

○議長(沼田邦彦) 7番川俣議員。

○7番 (川俣義雅) どこに当てはめるっていう根拠を示すのが中々大変ではないかと 思うんですよ。さっき言ったようにAという方とBという方と2名採用するということに なると、Aの人とBの人とどういうふうにやるのか、すごく大変になってくると思うんで すよね。あまりにも一つ一つ付け加えると、最後になると要するに7号給は「極めて高度 の専門的な知識」とあるでしょ、「極めて高度な専門的な知識」とは何を指して言うのか。 それから「特に困難な業務で特に重要なもの」まあ「特に」「特に」と付いてくるんですけ どね。そういうものをどこで認定するのかというのはすごく大変になってくるのではない かと思ってこれを合理的にみんなに納得できるようにしていくのは極めて困難だと思うんですがいかがでしょうか。

○議長(沼田邦彦) 総務課長。

○総務課長(小口正一) 的確に答えられるか自信がない答弁なんですけども、例えば うちのほうが想定している所でございますと、例えば条例の4ページの第3項の5号と6 号を見比べていただきたいと思いますけども、ここを境に「優れた識見」という言葉が6 号に出てくるかと思います。この6号以上につきましては国家資格を有している方々が該 当するのかなと。尚且つこの「優れた識見」というものに関してはある程度の指導医、医者でいえば指導医、弁護士で言えば中々ジャンルが難しいと思いますけども、そういった 類まれな識見を有している方は6号以上に当てはめてもよろしいのかなというように思ってございます。それ以下に関しましては、中々この1号から5号の方を採用するようなこ

とは想定してないんですけれども、そういったことは出てきてからのレベル付けを、各、 他の地方公共団体の例を鑑みまして決定させていただければと考えております。以上です。

○議長(沼田邦彦) 7番川俣議員。

○7番(川俣義雅) そうすると予定しているのは6号ということですね。そうじゃない?でもこれ医者とか弁護士ということでしょ。医者とか弁護士を採用する場合にということなんで、1号があるってことはその人がこの組合にとってとても重要な仕事をやってもらえると。その人がいないと困るという仕事をやってもらえるということで採用するわけですから、その方が例えば2年目になって、5年間で採用を切るということですから、そうなると上がっていったりするのか、採用した時点とずっとそのまま行くのか上がっていったりするのかその辺はどうですか。

○議長(沼田邦彦) 総務課長。

○総務課長(小口正一) ただ今のご質問については、基本的には昇級はございません。
以上でございます。

○議長(沼田邦彦) 他に質疑はございませんか。これで質疑を終わります。 これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(沼田邦彦) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決いたします。

議案第1号 南那須地区広域行政事務組合一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例 に関する条例の制定ついては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(沼田邦彦) 異議なしと認めます。よって、議案第1号 南那須地区広域行政 事務組合一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定ついては、原案

◎日程第4(議案第2号)南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長(沼田邦彦) 日程第4(議案第2号)南那須地区広域行政事務組合職員の特殊 勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

○組合長(川俣純子) 議案第2号につきまして提案理由の説明を申しあげます。令和2年1月15日に日本で最初の新型コロナウイルス感染症が確認されて以来、令和3年11月25日午後7時現在における公表値によりますと、ダイヤモンドプリンセス号乗客を含めた国内の新型コロナウイルス感染症の患者数の合計は、1,727,128人、前日より119人増、うち死亡者は18,365人、前日より2人増となっております。本組合においては、日本を含め世界規模で感染が広がり続けている新型コロナウイルス感染症対策のための、緊急措置に係る作業に従事した場合における防疫等作業手当を支給するにあたり、令和2年5月11日付で南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を専決処分し、同4月21日より遡及適応させたところであります。

こうした中において国では新型コロナウイルス感染症に対する諸対策を様々な角度から 実施してきており、当該感染症の対応業務が長期化、多様化してきたことに鑑み、感染症 の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する、新型インフ ルエンザ等感染症の一つとし法的位置づけを明確化したことから、本組合においても国と 同様に新型コロナウイルス感染症の法的根拠を明確にするため、所要の改正を行うもので あります。

それでは議案第2号をご覧ください。第11条関係でありますが、新型コロナウイルス 感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に 規定する感染症に位置付けることを明確化しつつ、国の人事院規則において規定されてい る「防疫等作業手当」の支給適用範囲と同様な取扱いとするため、本組合においても当該 感染症の疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業に従事した職員に対しても 当該手当が支給できるよう所要の改正をするものであります。 なお施行日につきましては、議決日の翌月の初日となる令和3年12月1日としております。何とぞ慎重にご審議のうえ、可決・ご決定くださりますようお願い申しあげ提案理由の説明といたします。

○議長(沼田邦彦) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。 質疑はございませんか。4番小川議員。

○4番 (小川洋一) 1点だけ確認をしたいと思います。今朝の全員協議会で参考資料をもらいました。これについて参考資料の第7条2項に人事院規則ですね、「作業に従事した日1日につき」ということが書いてあります。今回、当南那須広域で出したのは、「1日」と言わずに「勤務1回につき」ということになっておりますね。国では多分、1日は8時間ということを決めておると思います。今回この広域で出したのは「勤務1回につき」ということになりますと、8時間以上たとえば24時間とか12時間とかということになると思うんですが、これについてどうこの「1回」ということに決めたのでしょうか。

○議長(沼田邦彦) 総務課長。

○総務課長(小口正一) ただ今、小川議員よりご質問があった件についてご回答いたします。今回「勤務1回につき」というのは解釈論になるかと思います。分かりやすく言うと、病院でも消防でもそうですけども出勤してから退勤するまでの拘束時間、それを「勤務1回」という解釈のもと条例のほうで「勤務1回」というふうな表現にしてございます。当然のごとくその「勤務1回」につきましても、夜中の12時をまたぐような勤務体系もございますけれども、あくまでも勤務先に登庁してから帰庁するまでの拘束の間を「勤務1回」ということで定めさせていただいております。

○議長(沼田邦彦) 4番小川議員。

○4番(小川洋一) そうしますとですね、8時間以上になるわけですよね。これについては1回4,000円と決めたわけですから残業は出さないと思うんですけど、職員にとっては取り分け8時間以上働いても4,000円と。そういうことになると思います。消防と病院の二つが関わると思うんです。消防は24時間、たぶん病院でも12時間以上働いていると思います。この24時間とか12時間とかその差は関係なくて、一律4,0

00円ということになるんでしょうか。

○議長(沼田邦彦) 総務課長。

○総務課長(小口正一) ただ今のご質問に対しては、8時間12時間24時間勤務とかの場合もございますけれども一律4,000円ということでございます。8時間を超えたものを時間外勤務手当のように時間単位で割り増して支給することはございません。

○議長(沼田邦彦) 4番小川議員。

○4番(小川洋一) これは職員の人はちょっと可哀想かなと私は思うんですよね。サービス残業ってのがこの広域でも出るのかなということを考えますと、中々職員の方は大変かな。それを執行部のほうでよく考えていただきたいと思います。以上です。

○議長(沼田邦彦) 他に質疑はございませんか。2番中山議員。

○2番(中山五男) 3点ほど質問いたします。この11条の関係なんでが、特殊勤務 手当の支給対象は感染症の予防に従事した者と医療に従事した医師、看護師とあるわけで すね。そのうち医療に従事した医師、看護師は分かるのですが、この感染症の予防した職 員、感染症の予防ですね。これ予防では予防警防ではないかと思うんですね。その域まで この特殊勤務手当に該当するのか。医師、看護師の資格が無い者でも感染症の予防に従事 した職員は、同じく4,000円の勤務手当を支給するのかどうか、この点が1点。

2点目では、今月末までにワクチン接種に従事した医師、看護師の手当というのはこの 4,000円を支払ったと。感染症の予防関係についてはこれから改めて条例制定するわけですから、このものに対しては職員手当は何も払っていないと、こう理解してよろしいでしょうか。

3点目なんですが今、小川議員さんからも質問あってその件は理解したんですが、感染症に従事した医師等に1回4,000円を支給するとありますね。これまでの例からして1回あたり従事した時間というのはおよそ何時間くらいなんでしょうか。例えば午前中の4時間くらいだとか、ときには8時間従事するものなのか、その辺の実例についてお伺いいたします。以上です。

○議長(沼田邦彦) 総務課長。

○総務課長(小口正一) 私のほうからは3点のうち2点になろうかと思います。まず最初の一つ目、従事の範囲でございますけども今、中山議員のご質問のとおり当然のごとく医師、看護師というのは当然接します。あともう一つあるのはですね、検体を採る方、受付をする方、あるいは入院にいざなう方、あとは検査技師、そういった方に対する支給が考えられます。あと額面のことに関してですけども、今まで11月までに従事された方につきましては、4,000円等々支払う。額につきましては規則で定めてございます。医師、看護師に関しましては4,000円というのがございます。あと先ほど言った検体を採る方に関しましては660円を支給してございました。この12月以降でございますけれども、こちらに関しては660円というのも改定させていただきたく考えているんですけども、基本的にはそういった線引きで考えております。以上でございます。

○議長(沼田邦彦) 病院長。

○病院長(宮澤保春) 3番目の質問に対してですが、実際に現在まで新型コロナウイルス感染症陽性者となった方についての防疫手当というのは支給されております。数字は手元にないんですけども、今回新たに疑い症例でも手当が出るということに改正されるわけですが、疑い症例に関してどれくらいの時間職員が関わっていたか統計は出しておりませんので、ちょっと把握しておりません。ただ実際の所、医師に関しましては防護服を着て発熱患者に対応するということは内科のほうでは日々あることですけども、外来診療において午前中数回そういった患者さんに対応するとか、あるいは救急において発熱で運ばれてきた方に対応するとか。一人の従事する時間についてはおそらくそれほど長くない、1時間以内それが1日数回になるかなというところでございます。さらに長時間になりますと、病棟で実際にそういう方を対応をしている看護師に関しては、勤務時間帯に特別割り当てて担当でやらせている者がおりますけども、それは勤務時間帯で全てそういった形で対応するということになって長時間になることが多いと思います。

○2番(中山五男) 了解いたしました。

○議長(沼田邦彦) 9番平塚議員。

○9番(平塚英教) 議案第2号でございますが基本的にですね、防疫等作業に従事する職員の勤務手当、これはこの条例改正前も改正後も支給は変わらないという理解でよろしいんですかね。ただし今病院長指摘のあった疑いのある者というのは、現在の改正前の中には「準ずる作業」というのはあるんで、ほぼ同じ理解だと思うんですが、提案理由にもありましたようにこれまでは新型コロナウイルス感染症に対して、この防疫作業後は指定感染症という扱いでこの特殊勤務手当を支給したものを、今回「新型インフルエンザ等感染症」という法的根拠に基づいて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、この法律に準じて特殊勤務手当を支給するんですよということを取り決めると、こういう内容ですね。したがってですね支給はこの改正前も改正後も同様であると理解してよろしいんですかね。

○議長(沼田邦彦) 総務課長。

○総務課長(小口正一) 今の平塚議員からのご質問でございますけれども、基本的に 改正前、改正後につきましても支給することに間違いはないんですけども、改正後につき ましては支給の範囲を広げると。

○9番(平塚英教) 範囲を広げる。「疑い」まで。

○総務課長(小口正一) はい。これは人事院規則にもそのような同様な規則がございまして、それに倣うということです。以上です。

○議長(沼田邦彦) 9番平塚議員。

○9番(平塚英教) 範囲を広げるというのはこの「疑いのある…」ということですよね。これを特定するのはどういうふうに特定するんですかね。疑いのある者に接して作業した、と。

○議長(沼田邦彦) 総務課長。

○総務課長(小口正一) 今のご質問に対してお答えいたします。色々と書き物等にございましたけども、疑いのある者というのは基本的には医者の判断でという、結果陰性で

あったにしても医師の判断に基づくことで線引きをするものになります。

○議長(沼田邦彦) 病院長。

○病院長(宮澤保春) どこから、というのは確かに気になるところでございますけれ ども、基本的には新型インフルエンザないしコロナを疑うような症状がありながら、患者 に対して防護服を着て対応したとか、そういったところが一つの判断になると思います。

○議長(沼田邦彦) 1番渋井議員。

○1番(渋井由放) この条例云々ということではないんですが、個人的な素朴な疑問ということでお尋ねしたいと思うんですが。例えば熱が出たと、そうすると救急車で運ばれてきたと、そうするとこれは疑いがあるんじゃないかと仮になったとしまして、消防のほうはこの手当は出ないということで…一応それも出ると。そうすると二人、三人とかで乗ってる人全体に出ると。こういうことで大丈夫なんですね分かりました。

- ○議長(沼田邦彦) 答弁はよろしいですか。
- ○1番(渋井由放) いいです。
- ○議長(沼田邦彦) 他に質疑はございませんか。これで質疑を終わります。 これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(沼田邦彦) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決いたします。

議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 ついては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(沼田邦彦) 異議なしと認めます。よって、議案第2号 南那須地区広域行政 事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いた しました。

以上で、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。本日の会議を閉じます。 これをもちまして、令和3年第5回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を閉会いた します。大変お疲れ様でございました。

[午前10時52分閉会]